半額補助

# 防災士求む！



今後起こりうる大災害から
摂津市の未来を守れる人を募集しています。



## 資格取得の費用を補助します！！

**主な要件**　以下の要件すべてを満たす必要があります。

- ◆ 市内在住者
- ◆ 平成31年4月以降に、防災士としてNPO法人防災士機構に登録された方
- ◆ 市が主催する防災サポーター養成講座（防災士資格取得者向け）を防災士登録後に受講し、防災サポーターとして登録された方

※その他の要件等の詳細は裏面をご確認ください。
補助金は後払いになります。

お申込み・お問い合わせは下記の電話番号までご連絡ください

06－6170－1518
摂津市総務部防災危機管理課

詳細は裏面

## 防災士とは

防災士とは”自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人です。
具体的には、公的機関や民間組織、個人と力を合わせて、以下の活動を行うとしています。

●平常時においては防災意識・知識・技能を活かして、その啓発に当るほか、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の練磨などに取り組む。また、時には防災・救助計画の立案等にも参画する。
●災害時にはそれぞれの所属する団体・企業や地域などの要請により避難や救助・救命、避難所の運営などにあたり、地域自治体など公的な組織やボランティアの人達と協働して活動する。

## 防災士になるには

※防災士資格取得のお問い合わせは「日本防災士機構」にお問い合わせください。（電話：03-3234-1511）

①防災士研修講座受講履修証取得
日本防災士機構が認証した研修機関が実施する「防災士養成研修講座」を受講する。

②防災士取得試験合格
資格取得試験を受験し、合格する。

＋

③救急救命講習修了証取得
消防署、日本赤十字社等が実施する「救急救命講習」の受講修了証を取得する。

＋

④防災士認証登録申請

↓

日本防災士機構認証委員会の資格審査

↓

防災士資格取得
防災士認証登録は、毎月末に登録申請書の受理を締切り、翌月末に「防災士認証状（A4版賞状形式）」と「防災士証（カード形式）」が届く。

警察官（退職者を含む）、消防吏員（退職者を含む）、消防団員（退職者を含む）、「赤十字救急法救急員資格認定者」については防災士資格取得特例があり、資格所得までの手順と費用が一部免除されます。詳細は「日本防災士機構」にお問い合わせください。（電話：03-3234-1511）

## 補助の受け方は

①防災士証（平成31年4月1日以降発行のもの）と資格取得にかかった経費の支払いを証明する書類をもって窓口で申請する。
※申請書はホームページに掲載し、防災危機管理課の窓口で配布します。

↓

②申請時点でせっつ防災サポーターの登録認証を受けていない人は別途防災サポーター養成講座（防災士資格取得者向け）（毎年度1回実施予定）を受講する。

↓

③交付決定の通知後、資格取得にかかった経費の半額（最大3万円）を補助します。

※他自治体等の補助を受けている方は補助できません。